

山梨県公報

第二千六百九十五号

平成二十九年

五月十一日

木曜日

目次

○手数料の収納事務の委託……………三七一

○道路の区域変更……………三七一

公 告

○一般競争入札について……………三七一

○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知……………三七三

告 示

山梨県告示第六十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。

平成二十九年五月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 委託の相手方 東京都千代田区麹町一丁目六番地二 社会福祉法人日本保育協会

二 委託に係る手数料 保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

三 委託の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

山梨県告示第六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十九年六月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 道路の種類 県道

二 路線名 葦崎南アルプス富士川線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡富士川町鯉沢字風早三三三〇番地 先から 南巨摩郡富士川町鯉沢字風早三三三九番二 地先まで	九・七 一五・九	一六・七 一六・七		一一・七

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年五月十一日

山梨県知事 後 藤 斎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
- (一) 名称 特種自動車(路面清掃車)
- (二) 数量 一台

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

3 納入期限 平成三十年三月三十日

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部財産管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までに、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させな

いこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 入札説明書に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明する書類を提出した者であること。

3 納入しようとする物品に係るメンテナンスを知事の求めに応じて、山梨県内で速やかに対応できることを証明する書類を提出した者であること。

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者の登録を受けている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査
1 申請の時期 この公告の日から平成二十九年五月二十六日（金）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部財産管理課庁舎管理担当
五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 四3に掲げる場所

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成二十九年五月二十六日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年六月二十日（火）午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館三階三〇三会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部財産管理課庁舎管理担当宛てに平成二十九年六月十九日（月）までに到着するよう送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（車両本体、付属品、法定登録費用、リサイクル料及び登録代行手数料並びに消費税及び地方消費税の額の合計額）を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部財産管理課庁舎管理担当（電話〇五五―二三三―一三九二）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured:
Road sweeper (rear lift dump Vacuum type) 1unit

2 Date and time of tender:
10:00 AM June 20, 2017

3 Bureau in charge:

Property Management Division, General Affairs Department, Yamamashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1392

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年五月十一日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市白州町下教来石字イツ沢二二一四の一、二二一四の二、字大日向二二七六、二二七七の一、二二七七の二	河西逸子
北杜市白州町下教来石字竜ヶ堀二二八四の一から二一八四の三まで	河東喜十郎、小池伊右エ門
北杜市白州町下教来石字本沢二二〇九	河東峯吉

北杜市白州町下教来石字大日向 二三三三の一から二二三三の三まで
河瀬秀晴

北杜市白州町下教来石字大日向 二三四一、二二七二
株式会社ベトロコーヒー商会、株式会社丸三二商

北杜市白州町下教来石字大日向 二四二の一
菊池修

北杜市白州町下教来石字竜ヶ堀 二八一
宮澤保吉

北杜市白州町下教来石字大日向 二三三五の一、二二二五の一
桑島和歌子

北杜市白州町下教来石字大日向 二二二六の一、二二二六の二
四十萬靖

北杜市白州町下教来石字大日向 二三三〇の一、二二三〇の二、二二三一の一、二二三二の二、二二三三の一、二二三三の二、二二三三の三、二二三三の四
志水進

北杜市白州町下教来石字大日向 二二八七の一から二二八七の三まで
小出完五郎

北杜市白州町下教来石字大日向 二三三四の一から二二三四の四まで、二二三五（次の図に示す部分に限る）、字竜ヶ堀 二二八九、二一九九の一から二一九九の三まで
小林とき子

北杜市白州町下教来石字大日向 二二五八、字尾根山 二二五六の一から二二五六の五まで
小林郡治

北杜市白州町下教来石字大日向 二三三八、二二七八、字尾根山 二二六九の一から二二六九の三まで、二二七二の一から二二七二の三まで、字竜ヶ堀 二二九三、
小林正昭

北杜市白州町下教来石字大日向三二七二	小林武右ヱ門
北杜市白州町下教来石字大日向三二八五	杉本禮子
北杜市白州町下教来石字尾根山二二六四の一、二二六四の二、二二六四の三	中山岳彦
北杜市白州町下教来石字イツ沢二一三三の一	中山時政
北杜市白州町下教来石字尾根山二二六七の一、二二六七の二	中山正木
北杜市白州町下教来石字イツ沢二一三三の二	中山林也
北杜市白州町下教来石字尾根山二二四五	田中周一
北杜市白州町下教来石字大日向三三〇一、字本沢二一〇六、字竜ヶ堀二二八七の一から二二八七の三まで	堀内清重
北杜市白州町下教来石字大日向三二四三の一から三二四三の三まで、三二四三の五、三二四四の一から三二四四の六まで、三二四五	名取康
北杜市白州町下教来石字大日向三二二二の一、三二二二の二、三二二二・三二二五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字尾根山二二六一、二二六二の一、二二六三の一	有賀初枝
北杜市白州町下教来石字竜ヶ堀二二九二	有賀正行
北杜市白州町下教来石字大日向三二四の一、三二四二	有賀善直

北杜市白州町下教来石字大日向三二五〇	有限会社三共機工
--------------------	----------

二四の二、二二六五から二二六七まで、字尾根山二一四八の一、二二四八の二

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年三月二十九日農林水産省告示第四百八十九号